

成田メモリアルパーク使用規則

(第16区・17区芝生墓地)

《規定》

第1条 成田メモリアルパーク(以下霊園という)を使用される方は、この規則(以下本規則という)に定めるところにより使用承諾を受けてください。

《使用目的》

第2条 本霊園は墳墓の建立及び貴骨(人骨のみ)の埋蔵以外には使用出来ません。

《使用資格》

第3条 (1)本霊園は宗旨宗派の如何を問わず使用出来ます。
(2)本霊園は日本国籍を有する方に限り使用することが出来ます。但し管理者の承認を得た場合には他国籍を有する方でも使用出来ます。

《永代使用料》

第4条 永代使用料は墓所を永代にわたって使用することを保証する料金です。

《管理料》

第5条 管理料は自然環境の整備、園内清掃、芝生墓地内の芝刈り管理及び道路の維持、事務管理等霊園管理に要する費用で、別に定める管理料を戴きます。但し、時勢により料金を改定することがあります。

《使用手続》

第6条 本霊園を使用される方は永代使用申込書に住民票を添付して別に定めるところの永代使用料及び管理料(2年分)を前納して戴きます。

《永代使用承諾書の発行》

第7条 (1)永代使用料及び管理料を納入されたときに墓地永代使用承諾証(以下承諾証という)を発行致します。
(2)承諾証を破損または紛失したときは別に定める手続により再発行を受けて下さい。
(3)承諾証の記載事項に変更のある場合は証明書を速やかに提出し訂正を受けて下さい。

《料金の返還》

第8条 既納の永代使用料及び管理料は返還致しません。

《墓石工事》

第9条 (1)本霊園での墓碑その他の設備工事は事前に所定の届出をして工事施工承諾を受けて下さい。なお永代管理の責任上本霊園指定の石材店(別に定める)以外これらの工事は出来ません。
(2)墓地使用に際しては1区画当たり/1施主1カロートと致します。

《工事基準と制限》

第10条 (1)墓所使用承諾証の交付を受けた日から1年以内に石碑の建立工事をする事。
(2)本墓所には塔婆立の建立及び香炉を取り付けることは出来ません。
(3)植樹等については一切行うことができません。
(4)使用者は管理者が芝生墓地内の芝刈り管理を行う場合に作業上支障をきたすものを墓域内の芝生面に設置または放置したりすることは出来ません。
(5)その他の工事規定については、別に定める工事基準及び制限によるものとします。

《墓石等の移設禁止》

第11条 本霊園は他所からの墓石等の移設は出来ません。

《埋改葬》

第12条 (1)本霊園内では、墓地施設を施さずに埋蔵することは出来ません。
(2)埋蔵又は改葬する方は管理事務所に所轄市町村長の発行した埋改葬許可証と本霊園の承諾証を添え管理者に届出て下さい。尚分骨のときは現在埋蔵されている墓所の管理者の分骨証明書を添えて本霊園に提出して下さい。
(3)公衆衛生上、本霊園は死体(死胎を含む)を埋葬することは出来ません。
(4)本霊園は親族(6親等)以外の者を埋蔵することは出来ません。但し管理者の承諾を受けたときは所定の事務手続をおこない埋蔵することができます。

《使用権の継承》

第13条 使用名義人が死亡したときは別に定める届出書に継承手数料を添えて管理者の承認を得て相続人又は親族1人が墓地の使用承諾を継承することができます。

《永代使用承諾書の取消》

第14条 使用者が次の各項に該当した時は、管理者は、本霊園の永代使用承諾を取り消すことがあります。
(1)使用者が1年以上管理料を納入しないとき。
(2)使用者の死亡後2年を経過しても祭祀を継承する方の届出がないとき。
(3)使用者の信仰に圧力を加えたり近隣の使用者に迷惑となるような行為があったとき。
(4)その他本規則に違反したとき。
(5)各項により使用承諾証を取り消された時は本霊園の任意に定める場所に改葬することができ墓石等を他に撤去処分致します。尚これに要した費用は使用者の負担とします。従って新たな第3者に対し再び永代使用を承諾しても前使用者及びその利害関係者は一切異議を申し立てることは出来ません。

《権利の譲渡禁止》

第15条 使用者はその永代使用権を第三者に譲渡又は転貸する事は出来ません。

《墓所の返還》

第16条 使用者が使用承諾を受けた墓地を放棄するときは使用者は自己の責任で墓地を原状に復し印鑑証明書、使用承諾証を添えて返還届を管理者に提出して下さい。万一使用者が墓地を返還しないときは、本霊園より通知の上、その墳墓を本霊園の任意に定める場所に移設することが出来るものとします。これに要した費用は使用者の負担とします。

《不可抗力による自己の責任》

第17条 天変地異等の不可抗力による損害については責任を負いません。

《法人が使用する場合》

第18条 法人が本霊園を使用される場合は当霊園と協議の上申込みを受けるものとします。

《規則に定めない事項》

第19条 前各条に定めない事項については法律の定めるところによるほかその都度管理者が決定します。

《規則の改正》

第20条 墓地埋葬等に関する法律等、法則が改正された場合、又は管理者が特に必要と認めた場合には本規則・細則を改正することができます。

《管理者》

第21条 本霊園の管理者は、宗教法人回向院仏教会の代表役員とする。又は、当仏教会代表役員の任命するものによって代行できるものとします。

(平成17年10月21日 施行)

(平成21年 4月 1日 改定)